

和解の成立について

市の所有地に生育していた竹木が市道内に倒れ、走行中の自動車2台と接触し、当該自動車を損傷させた事故に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

自動車を運転していた者（2人）

2 事件名

熊本地方裁判所 令和5年（ワ）第357号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

- (1) 相手方は、市に対し、相手方のうちの1人（以下「甲」という。）に対する金28万8669円及びこれに対する令和5年2月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求する。
- (2) 相手方は、市に対し、相手方のうちのもう1人（以下「乙」という。）に対する金58万5707円及びこれに対する令和5年2月10日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、甲に対し、本件事故による損害賠償債務として、金21万6500円の支払義務があることを認める。
- (2) 市は、乙に対し、本件事故による損害賠償債務として、金43万9280円の支払義務があることを認める。
- (3) 市は、甲に対し、第1号の金員を、令和6年9月末日限り、相手方が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は、市の負担とする。
- (4) 市は、乙に対し、第2号の金員を、令和6年9月末日限り、相手方が指定した

銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は、市の負担とする。

- (5) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

市の所有地に生育していた竹木が市道内に倒れ、走行中の自動車2台と接触し、当該自動車を損傷させた事故に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。